

聲明書

(大阪府支部聯合會内紛問題に關し)

通般大阪支部聯合會に於て發生したる内紛問題に對し中央委員會は次の如き決定を下した

決議

一、中央委員會は全國同盟を導して左記八名に對し黨脫退を勧告す

- 本山茂貞、鈴木悅二郎、桑島南海士、熊本與一、井上良二、田中良一、津脇喜代男、福住豊隆

右に對する回答は一週間以内に之となすべし、

應答する場合は處置は一切と執行委員會に一任す

二、全國同盟の黨役員になしたる中傷は黨の社會的信用を失墜せしむるものなるを以て遺憾の意を釋明せしめ嚴に將來を戒告す釋明方法に付ては執行委員會に一任するものとす

而して吾等は全國同盟の立場を考慮しつゝ左記陳謝文を起草して、之れを全國労働組合同盟機關紙に掲載すべき事を命じた

吾等は同志間に如何なる紛争を生ずるも、個人に對して根據なき中傷的事實を社會的に流布宣傳するが如きは、

黨の統制を擾亂し、其の面目を汚損するもの大なるものと信ずる、かくの如き行為に對しては、今後嚴に處置すべきものと認める

陳謝文

曩に我等が總同盟幹部にして黨役員たるものに對し個人的中傷を行ひたるは、當時組合對立の抗爭渦中にありし故さはいへ黨の社會的信用を傷ぐるること大なるものあるを感じ茲に黨本部に對し陳謝の意を表し併せて今後嚴に斯くの如き言動を爲さざることと聲明す

労働組合全國同盟

西尾末廣君等は階級的裏切をなしたる等の如き、全然事實無根の中傷に依つて甚だしくその名譽を毀損された、かくの如きは黨自体の社會的名譽を失墜するものと認むるが故に、これ我等が全國同盟をして以上の陳謝を爲さしむる所以である

社會民衆黨本部

昭和四年十一月廿九日

責任者 社會民衆黨本部書記 龜田一郎